

委員および一般からのご意見

①委員から流域委員会への意見、指摘（2006/10/10～2006/11/14 前回委員会以降）

委員からの意見はありませんでした。

②一般からの流域委員会へのご意見、ご指摘（2006/10/10～2006/11/14 前回委員会以降）

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
724	宇治・世界遺産を守る会 代表世話人 須田稔氏	06/11/08	「淀川水系流域委員会休止に対する抗議および委員会継続と新委員選任要請等に係る国土交通大臣と近畿地方整備局長への文書」が寄せられました。別紙724-1をご参照下さい。
723	酒井隆氏	06/11/02	ダムフォローアップに係わる資料が寄せられました。別紙723-1をご参照下さい。
722	リバープロジェクト 木村俊二郎氏	06/10/25	「会議傍聴について」が寄せられました。別紙722-1をご参照下さい。
721	福本和夫氏	06/10/18	「淀川大堰の設置によって生ずる塩水遡上と水質汚染、環境問題について」が寄せられました。別紙721-1をご参照下さい。
720	福本和夫氏	06/10/18	淀川大堰閘門建設に関するご意見が寄せられました。別紙720-1をご参照下さい。
719	近藤ゆり子氏	06/10/18	利水（木曽川水系フルプラン問題の継承）に関するご意見が寄せられました。別紙719-1をご参照下さい。

2006年11月8日

淀川水系流域委員会 様

日頃のご努力に敬意を表します。

宇治・世界遺産を守る会は、11月8日、国土交通大臣と近畿地方整備局長宛に下記文書を送付しました。

宇治・世界遺産を守る会
代表世話人 須田稔

記

2006年11月8日

国土交通大臣

冬柴鉄三 様

国土交通省近畿地方整備局長

布村明彦 様

宇治・世界遺産を守る会
代表世話人 須田稔

淀川水系流域委員会の休止決定に厳しく抗議し、休止方針を撤回し、
委員会の継続と新委員の選任（公募制を含め）を要請します

貴下ますますご清栄のことと存じます。

さて、新聞報道によると、布村国土交通省近畿地方整備局長は10月24日の就任の記者会見で、淀川水系流域委員会を来年2月以降、休止する方針を明らかにされました。

新聞は、「布村局長は、淀川水系流域委員会について『相当量の意見を頂いており、生かせるものは具体的に反映させていかないといけない』とする一方、『流域の市町村長から（淀川委の意見を）偏重しすぎているとお叱りも受けている』と述べ、国交省の施策と対立する提言、答申を行ってきた淀川水系流域委員会をけん制した。」「現委員の任期終了に伴う新委員の選定を先送りす

ることについて、布村局長は『(淀川水系流域委員会で審議することになっている) 国の淀川水系河川整備計画案がまとまるめどが立っていないため』と説明。委員会再開時の委員選定方法については、明言を避けた。」と報じています。

そもそも河川法は、1997（平成9）年の改正で、治水と利水を最優先させた河川整備が河川環境を破壊し、河川を荒廃させてきたことを反省し、これまでの「治水」、「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」を法の目的に追加し、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」について、地方公共団体の長、地域住民等の意見の反映する手続きを導入しています。

近畿地方整備局が諮問機関として2001年に淀川水系流域委員会を設置し、河川工学や河川環境の専門家や弁護士、住民らが委員となり、委員の選定に公募制を導入するなど、河川法に基づく河川整備計画策定のために先進的なとりくみを行ってきました。私たち淀川・宇治川の流域住民は、河川法に基づくとりくみであり、地域の意見を反映する計画制度を生かし、不十分さは残しながらも地域住民の信頼を得る上で必要な努力をおこなっているものと評価してきました。

しかるに今回、突然に、淀川水系流域委員会を休止する方針を発表したこと、しかも「国の淀川水系河川整備計画案がまとまるめどが立っていないため」などと理由にもならないことを持ち出し、委員会の提言や答申が国土交通省の意に沿わないことを背景に、委員会を休止し、事実上解体することは、河川法の定めに背く行為であり、国民主権、民主主義と相容れない暴挙です。また委員会休止の方針は、この6年間に築かれた国土交通省と地域住民の一定の信頼を自らが崩壊させる自滅行為といえます。

私たちは淀川水系流域委員会の休止決定に厳しく抗議し、休止方針を撤回し、委員会の継続と委員の選任（公募制をふくめ）なさるよう強く要請します。

以上

淀川水系流域委員会様

酒井 隆

淀川水系流域委員会の審議に係わる資料を意見書として提出します。

C3051 ¥4900E

定価(本体4,900円+税)



9784381015587



1923051049004

国土交通省河川局河川環境課

監修

財団法人ダム水源地環境整備センター

編

ダムの管理 例規集

平成18年版



山海堂

ダムの管理 例規集

平成18年版

国土交通省河川局河川環境課 監修
財団法人ダム水源地環境整備センター 編

山海堂

第7編 ダム管理一般

1. 「森と湖に親しむ旬間」
 1. 昭和62年度「森と湖に親しむ旬間」の実施について……………660
2. 「水源地域ビジョン」について
 1. 「水源地域ビジョン」による21世紀のダムづくりの推進について……………661
3. ダム等の管理に係るフォローアップ制度
 1. ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について……………668
 2. ダム等の管理に係るフォローアップ調査要領について……………673
 - ダム等の管理に係るフォローアップ調査要領（案）……………673
4. ダム管理情報の取扱い
 1. 洪水時のダムの放流に関する映像情報の提供について……………675
 2. ダム放流警報施設、電光掲示板等河川管理施設の開放について……………678
 3. 国土交通省所管ダムにおけるダム管理情報の一般への提供について……………685
 4. 国土交通省所管ダムにおけるダム管理情報の一般への提供の追加について……………689
5. その他
 1. ダム管理設備研究会の設置について……………690
 2. 「ダム管理連絡協議会の設置」について……………694

3. ダム等の管理に係るフォローアップ制度

1. ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について

平成 14 年 7 月 24 日 国河第 32 号
各 地 方 整 備 局 長
北 海 道 開 発 局 長 等
国土交通省河川局長から 沖繩総合事務局長
水資源開発公団総裁 へ

河川総合開発事業によって設置したダム、堰若しくは湖沼水位調節施設又は遊水地のうち、管理に移行する施設又は管理段階の施設（以下「ダム等」という。）においては、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の試行について」（平成 8 年 2 月 7 日付け建河開発第 18 号）を通知し、フォローアップ制度を試行してきたところである。

一方、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的に「建設省所管公共事業の事後評価基本方針（案）」が平成 11 年 8 月 13 日に出され、これに基づきダム等の事後評価については、フォローアップ制度の手続きが行なわれた場合においては事後評価の手続きとしてこれを位置付けることとしている。

このような状況を踏まえ、ダム等について、一層適切な管理を行なっていくことが重要であることに鑑み、下記によりダム等の管理状況を的確に把握し、事業を巡る社会経済情勢等の変化を踏まえ、その事業の効果や環境への影響等を分析・評価し、必要に応じて改善措置を講じる必要がある。そのため、下記によりダム等の管理に係るフォローアップ制度を本格的に導入することとしたので、遺漏のないようにされたい。

記

1. 目 的

フォローアップ制度は、ダム等について、別紙「ダム等管理フォローアップ委員会設置・運営要領」に基づき、ダム等管理フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を設け、同委員会の意見を聴いて、管理段階における洪水調節実績、環境への影響等の調査及びその調査結果の分析と評価を一層客観的、科学的に行い、当該ダム等の適切な管理に

1. ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について

資するとともに、ダム等の管理の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

2. 対象ダム等

フォローアップ制度の対象ダム等は次に掲げるものとする。

- (1) 特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）に基づく事業又は直轄河川総合開発事業に係るダム等のうち国土交通省が直轄管理を行っているもの
- (2) 水資源開発公団（以下「公団」という。）が実施する事業（水資源開発公団法（昭和 36 年法律第 218 号）第 55 条第 2 号に規定する施設に係る事業とする。）に係る特定施設

3. 事後評価の位置付け

「建設省所管公共事業の事後評価基本方針（案）」（平成 11 年 8 月 13 日）に基づきダム等の事後評価については、フォローアップ制度に基づいた手続きが行なわれることで、事後評価の手続きとしてこれを位置付けるものとする。

4. 実施時期

フォローアップ制度は、管理に移行するダム等については、管理に移行する年度の前の年度から、試験湛水を実施するダム等については試験湛水を開始する年度の前の年度から実施することとする。

5. フォローアップ調査

(1) フォローアップ調査の実施

地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長又は公団本社若しくは支社等の長（以下「地方整備局長等」という。）は、別に定める「ダム等の管理に係るフォローアップ調査要領」に基づき、対策ダム等に係る洪水調節の実績、環境への影響等の調査（以下「フォローアップ調査」という。）を実施することとする。

(2) 年次報告書の作成

地方整備局長等は、毎年 3 月末までに前年度におけるフォローアップ調査の結果及びその分析をとりまとめた年次報告書を作成し、これを本職に提出することとする。

(3) 定期報告書の作成

地方整備局長等は、原則として 5 年ごとに過去の調査結果の分析・

評価を行ない定期報告書としてとりまとめ、これを本職に提出することとする。なお、大規模な洪水や渇水による被害が発生した場合、または地方整備局長等が必要と認める場合にも前段の手続きを行うこととする。

6 委員会

(1) 委員会の設置

地方整備局長等は、学識経験を有する者からなる委員会を設置し、フォローアップ調査の実施及び定期報告書にとりまとめられた調査結果の分析・評価について意見を聴くこととする。

(2) 委員会の意見

地方整備局長等は、委員会の意見を尊重して、その後のフォローアップ調査の実施及び適宜必要な改善対策を行うこととする。

7 モニタリング部会

(1) モニタリング調査

地方整備局長等は、フォローアップ調査の一環として、調査の開始段階において、フォローアップ調査の内容よりも詳細に環境変化などを分析・評価するため、モニタリング調査を実施する。

(2) モニタリング部会の設置

モニタリング調査が実施される期間、委員会に、モニタリング調査計画の作成又は変更及びその調査結果の分析・評価について意見を聴くため、当該ダム等ごとにモニタリング部会（以下「部会」という。）を設置することとする。

(3) 部会の意見

委員会は、その定めるところにより、部会の意見をもって、当該ダム等に係るフォローアップ調査についての委員会の意見とすることができる。

別紙

ダム等管理フォローアップ委員会設置・運営要領

1 名称

△△地方ダム等管理フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）とする。

2 設置

(1) 委員会は、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局ごとに設置する。

(2) 委員会の設置者は次に掲げる区分によることとする。

- ① 北海道開発局、東北地方整備局、北陸地方整備局、中国地方整備局又は沖縄総合事務局（以下「北海道開発局等」という。）
北海道開発局長、地方整備局長又は沖縄総合事務局局長
- ② 関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、四国地方整備局又は九州地方整備局（以下「関東地方整備局等」という。）
地方整備局長及び公団本社又は支社等の長

3 組織

- (1) 委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、地方整備局長等が委嘱する。
- (2) 委員会の委員の総数は、おおむね 10 人程度とする。

4 委員長

- (1) 委員会に委員長を置くこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。
- (2) 委員長は会務を総理する。
- (3) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 特別委員

- (1) ダム等に関するモニタリング調査もしくは定期報告書にとりまとめられた調査結果の分析・評価について検討を行うため必要がある場合には、委員会に特別委員を置くことができる。
- (2) 特別委員は、当該ダム等に関し学識経験を有する者のうちから、地方整備局長等が委嘱する。

6 モニタリング部会

(1) 名 称

〇〇ダムモニタリング部会（以下「部会」という。）とする。

(2) 組 織

部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。

(3) 部会長

(1) 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

(2) 部会長は部会の事務を掌理する。

(3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 議 事

(1) 委員会又は部会の会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(2) 委員会又は部会の議事運営については、委員及び議事に関係のある特別委員の意見を聴いて定めることとする。

(3) 委員会又は部会は、会議終了の都度、その議事内容の概要を公表することとする。

8 委員会又は部会の意見

(1) 委員会は、フォローアップ調査の内容及びその調査結果の分析・評価について、委員及び特別委員の意見を取りまとめ、委員会の意見として述べることとする。

(2) 部会は、モニタリング計画の策定及び調査計画の内容及びモニタリング調査結果の分析・評価について、部会に属する委員及び特別委員の意見を取りまとめ、部会の意見として述べることとする。

9 事務局

委員会の事務局は、北海道開発局等については、地方整備局河川部、北海道開発局建設部又は沖縄総合事務局開発建設部に置き、関東地方整備局等については、地方整備局河川部及び公団の本社又は支社に置くこととする。

2. ダム等の管理に係るフォローアップ調査要領について

2. ダム等の管理に係るフォローアップ調査要領について

平成14年7月24日 国河環第33号
各地方整備局河川部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長
水資源開発公団管理部長
河川局河川環境課長から

標記について、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について」（平成14年7月24日付け国河環第32号）の記の5の(1)の「ダム等の管理に係るフォローアップ調査要領」を別添のとおり定めたのでこれに基づき調査を実施されたい。

ダム等の管理に係るフォローアップ調査要領（案）

ダム等の管理に係るフォローアップ調査の調査項目と内容は、原則として、次のとおりとする。

1 水質調査

ダム貯水池、流入河川及び下流河川における

(1) 環境基本法第16条1項の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準）に係る項目

(2) 富栄養化現象に係る項目

(3) 冷水現象及び濁水長期化現象に係る項目

(4) その他、当該ダム貯水池において必要と認められる項目

について、各ダムの実状を勘案の上、適切な頻度で水質調査を実施すること。

2 生物調査

「河川水辺の国勢調査」の実施について」（平成6年6月28日付け建設省河治発第51号、建設省河開発第88号）別紙「河川水辺の国勢調査」実施要領により、生物調査を実施すること。

3 堆砂状況調査

「ダム堆砂状況の報告について」（平成13年5月22日付け建設省河開

発第8号)により、堆砂状況調査を実施すること。

4 水源地域動態調査

「河川水辺の国勢調査」の実施について(平成6年6月28日付け建設省河治発第51号、建設省河開発第88号)別紙「河川水辺の国勢調査」実施要領及び「水源地センサスの実施について」(平成5年1月7日付け建設省河開発第1号)別添「水源地域センサス実施の手引き」により、水源地域動態調査を実施すること。

5 洪水調節及び利水補給の実績

「国土交通省所管の多目的ダムに係るダム管理年報について」(平成14年2月19日付け国河環第102号)及び「多目的ダムにおける洪水調節に関する報告について」(昭和38年7月10日付け河開発第325号)により、洪水調節及び利水補給の実績を調査すること。

6 その他の調査

各ダムの状況を勘案した上で、必要に応じ、その他の調査についても実施すること。

1. 洪水時のダムの放流に関する映像情報の提供について

4. ダム管理情報の取扱い

1. 洪水時のダムの放流に関する映像情報の提供について

平成13年9月17日 国河環第48号
北海道開発局建設部長
各地方整備局河川部長
あて
国土交通省河川局河川環境課長から
沖縄総合事務局開発建設部長
水資源開発公団管理部長

標記については、「新しい時代のダム管理を考える研究会」からの提言を踏まえ、今後、ダム管理情報を国民に対して分かり易く提供して行くことの重要性に鑑み、所管ダムの管理者においては、積極的に取り組んで頂いているところである。

一方、洪水時のダム放流に関する映像情報は、提供者側(ダム管理者)及び情報の受け手側のダム操作に対する基本的な認識の違いによって、たとえば洪水時にダムから放流することの必要性や流入量以上の放流を行っているのではないかとの疑問等洪水調節操作に関する誤った理解を生ずる可能性も有している。

このため、今後、洪水時のダム放流に関する映像情報を提供するに際しては、映像情報の正確さを期するため、ダム管理者からの操作状況に関する十分な説明を付すとともに、ダムの流入量及び放流量並びに貯留状況の情報も併せて提供する等、ダムの洪水調節操作に関する正しい理解を促すよう下記の点に十分留意するよう取り図られたい。

なお、管轄区域内の所管ダムの管理者に対する周知徹底を併せてお願いする。

記

1 リアルタイムでダムからの放流映像を提供する場合

ダムの放流映像をリアルタイムで提供する場合は、少なくとも映像の時刻、ダム流入量、放流量、調節量及びダム流域の時間雨量(算定又は観測時刻)を併せて掲載するとともに、操作状況についても、たとえば、洪水調節開始前、洪水調節中、洪水調節終了などの説明を加えるものとする。

なお、流入量、放流量、調節量及び雨量等のデータについては、従前

会議傍聴について

リバープロジェクト
木村 俊二郎

第 52 回委員会において検討会も公開することのなったことは大変喜ばしいことと歓迎しています。

ところがその告知方法に問題があります。なぜ検討会は「今後の会議のお知らせ」や「会議傍聴・参加申込み」のところには掲載されないのですか。これは会議ではないのですか。公開とは言いながらそっと告知だけしただけなのですか。新着情報で広報すれば済むという問題ではないと思います。淀川水系流域委員会の正式の会議である以上「会議傍聴・参加申込み」欄に掲出しでも何ら問題はないし、またそうすべきでしょう。

また、申込み方法も傍聴者に負担をかけるべきではないのではないですか。淀川水系流域委員会は多くの一般住民の傍聴・参加を期待しているはずです。だとすれば住民に負担をかけない方法を検討すべきでしょう。従来からの傍聴申し込み方法を変更する必要はないと考えます。あえて往復ハガキによる申し込み方法に変更した理由は何なのか、「厳正なる抽選」とはどんな形なのかははっきりさせていたきたいと思います。先着順は理由にはなりません。往復ハガキによる申し込み方法は再検討していただきたいと思います。

聞くところによれば住民参加部会検討会への傍聴申込みは締切日までには 2 名だったとか。これは告知方法に問題があったと考えざるを得ません。会議の公開の原則を十分理解して告知方法など検討すべきではないでしょうか。

平成18年10月

淀川水系流域委員会 様

淀川大堰閘門の設置によって生ずる塩水遡上と水質の汚染、環境問題について

1. 上流への塩水遡上の必然性について

淀川には数多くの上水の取水口があり、特に新閘門の計画されて居ります淀川大堰上流には下流より

- ① 阪神上水公団取水口(神戸市東灘区、芦屋市、西宮市、堺市、高石市、泉大津市、泉北郡、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、泉南郡等)約数百万人の上水を供給します取水源
- ② 大阪市工業用水取水口
- ③ 大阪市水道局取水口(大阪市数百万人の上水源)
- ④ 尼崎市水道局取水口(尼崎市民の上水源)
- ⑤ 吹田市水道局取水口(吹田市民の上水源)

上記5ヵ所の取水口が大堰より上流1.5km迄に集中して設置されて居ります。

従いまして閘門の開閉による塩水の遡上は必ず起こります。

淀川大堰の場合水資源公団による建設であり塩水の遡上防止が第一の目的であります。

昭和38年長柄橋橋脚下の可動堰を嵩上げ工事しましたがこれも塩水の遡上を防ぎ500m上流で阪神上水道公団の取水口を設け取水を行う為でありました。現在の堰の上下の落差は満潮時0.3m~1.1mであり、閘門の水深は3mであり上流部にもかなりの塩水が、遡上するものと思われる。

違う角度よりの判断ですが、ある多数の釣り人の証言によりますれば、神崎川の吹田橋上流(神崎川河口より1.6km上流)でボラを多数見かけ、又スズキを釣った人が多数おられるそうです。ご承知の通りボラ、スズキは汽水域に生息する魚で塩分が割合に含まれている水域に生息可能な魚類です。小生は一度大堰下流の水を沸騰させ塩分の含有を調べた事がありますが、かなりの塩分濃度を持って居ります。今現在淀川大堰を境にして上は淡水魚(コイ、フナ、ナマズ等)下は海水魚(イワシ、ボラ、スズキ、チヌ等)とほぼ住み分けられて居ります。尚淀川大堰下流付近はハネ、セイゴ、釣りのメッカになって居ります。従いまして塩分濃度はかなりあると判断されます。

閘門の設置によるこれらの魚の遡上及び塩分の遡上は必然的に起こってくる結果であります。

2. データよりの塩水遡上の必然性

水位比較

大堰上流水位(10.0km 地点)OP 2.5~3.3m

大堰下流水位(9.6km 地点)朔望平均干潮水位OP+0.6m

大堰下流水位(9.6km 地点)朔望平均満潮水位OP+2.2m

このデータを見れば誰でも気がつく事ですが、上流の低水位OP 2.5mの時1日2回の満潮の時は下流はOP+2.2mであり水位差は0.3m(30cm)となります。わずか30cmの水位差にて水深3mの閘門を1日数十回開閉するとして塩水の

遡上が起こらないと言う方々を疑います。

上流取水口の大堰よりの距離

阪神上水道公団、大阪市工業用水取水口	250m
大阪市水道局取水口	800m
尼崎市水道局取水口	1350m
吹田市水道局取水口	1450m

又塩水の遡上は 250m 上流の阪神上水取水口部分だけでなくかなりな上流部迄及ぶ事は明らかです。

前述の神崎川のボラ、スズキの生息域ですが淀川 13km 地点にスライドした地域に迄及んで居ります。

3. 地球温暖化による海水面の上昇による影響

識者をご存知の海水面の上昇ですが 100 年後に 1 m の予測は余りに有名です。しかし前記予測ですがより急激に温暖化が進行している現状を直視すべきです。30cm の水位差は 30 年後に 0cm の同水位となります。その後は上記の時点の水位差は塩水面の方が淡水面を上回って行きます。今舟運復活の夢物語を捨て近畿 1000 万人の飲料水を死守するよう委員の方々の良識の喚起を期待する次第であります。

付記

閘門の水も常に安定した状態とは限りません。小規模の高潮、津波等にも塩水部水位の上昇は起こってきますので危険は更に増大します。

福本和夫

平成18年10月

淀川大堰閘門検討委員会 様

淀川水系流域委員会 様

8月17日の産経新聞「大堰閘門建設へ」の記事を見て、突然の事にて反対意見を述べさせていただきます。

- ① 大阪府内の自治体が「舟運復活」、「水運復活」の美名の下に運動を進めているらしいですが、これらは今後の予算の負担等を考慮せずに行っている感じがしてなりません。大阪市は今までのウォーターフロントの数々の破綻等少しは反省しているのでしょうか。大阪湾に出てU S Jに行きたいとの事ですが、既に心斎橋⇄U S J間の蛸を飾った舟は廃止になって居ります。又唯一残っている友渕港発8:30⇒淀屋橋8:50着の水上バスも乗客0名～3名程度で毎日運行して居る状況です。観光船も季節の良い時期のみの運行で、決して定期便が大幅に満員になる状況ではありません。将来の破綻を覚悟して今から数百億円をかけて閘門を建設する事は予算の大規模な無駄使いであると思われます・
- ② 山陰の中海の中浦水門のように建設費と同じ程の費用をかけて水門撤去を行なわなければならない事になりかねません。中浦水門は現在撤去中です。(資料参照)
- ③ 将来の予想ですが営業船は経営が成り立たなくなると思われます。当初予想される1日数隻程度の通過船の為に数百億以上の予算を使い、閘門の稼働要員10名～20名を常時配置せねばならない状況は実際普通では考えられません。
- ④ 又右岸予定地付近は阪神上水道公団、及び大阪市上水、及び工業用水の取水口があり、それから繋がる大口径の導水管が埋設されて居ります。もう一つ大阪市上水道幹線の大口径の送水管も埋設されて居ります。これ等の埋設替え工事は莫大な費用がかかり、不可能に近いと思われます。そこ迄して夢のような、一夜の花火のような話を真顔で考えて居られる方々の気持ちがわかりません。

今まで私がこの件に反対してきた提出文のコピーもつけて資料と共に送付致す次第です。淀川大堰閘門検討委員会様、淀川水系流域委員会様の良識を期待しまして良い結論を希求するものです。

福本和夫

平成15年9月

淀川水系流域委員会 様

「舟運復活の美名で行う淀川大堰閘門の設置は淀川環境破壊
の最大の要因を含んでいる事を知るべきである」

指摘箇所「淀川水系、河川整備計画、策定に向けての説明資料（第1稿）
5, 5, 3 舟運の部分」(4)淀川大堰の閘門設置を検討。

私は淀川大堰閘門検討委員会に対しまして、平成13年3月同封の文書にて反対致しました者です。その後この計画は非常に困難な課題等が山積であり中止されているようですが、実は淀川流域委員会の審議を経た淀川河川整備計画の策定を待って計画が進められるようなので筆をとらせてもらいました。私が心配致しますのはこの淀川大堰閘門の開削が今後百年に亘り淀川の河川環境の大きな破壊に繋がる工事であろうと思うからです。又同封しました資料に述べて居りますが舟運復活の可能性はまづないでしょう。私が文章を提出しました平成13年3月以後も船便の廃業は5件は出て居ります。有名になった心斎橋⇄USJ間のたこ船、神戸⇄関空間の高速船便、その他種々廃業が出て居ります。今年6月近くに行ったついでに私も船便の事が気になり現在唯1便丈残って居る水上バス、AM8:30都島友渕港発8:50淀屋橋着の便に乗船し状況を見ました。船員が2名乗客は臨時乗船の私も入れて4名です。乗客3名は役所勤め風の中年の方で常連さんのようで天満橋OMMG埠頭迄でした。船員さんにたずねた所毎日3人か4人、0の時もあるとの事でした。

私の提出文には入って居りませんが淀川を舟運が通船するとしても河口迄の間に橋が低く小型船舶が干潮の時通れるのみで通船出来ない地点が数箇所存在しています。

国は何故このような利便性が乏しく、利用価値の少ない工事に数百億円の金を投入しようとするのですか。

私は当初この流域委員会が始まった頃レジャーボート、ジェットスキー、水上バイク等のもたらす公害を大きくとりあげていた点非常に満足して居

りました。しかし最近問題が多岐にわたるせいか余りジェットスキー等の事は問題にして居りません。河川、湖沼の汚染はこのようなマリンスポーツの大規模で無秩序な淀川上流部への進出によって拡大する事は目に見えて居ります。今かろうじて大堰で遮断されている為このようなマリンスポーツの大規模で無秩序な淀川上流への進出はストップされて居ります。これがもし大堰閘門が開削されれば次の様な淀川環境にとっての防ぎようのない大問題を発生させます。又大堰より上流は近畿1800万人の上水源となって居りますので、この問題を見過ごしますと淀川流域委員会の大変な責任となりますので宜しくご検討願います。

環境破壊が予想される問題点

1. 船舶の油、塗料による河の汚染（添付書類参照）
 2. 騒音、波等による河川沿岸部の被害
 3. マリンスポーツを行う人が利用する基地等に使用する沿岸部の荒廃（空き缶、エンジンオイル等）
 4. 不法係留の爆発的増加（放置船、沈船の問題等）
 5. レジャーボートによる危険の増大、及び事故の増加
- その他まだあると思います。

又これらのレジャーボートの通行を取締まる法律も日本には存在して居りません。

又国交省にはこれらの取締りを実施する人員も体制も整って居りません。

更に水上警察の取締りも不可能に近く、交通違反、駐車違反の検挙よりも実施しにくいものとなるでしょう。

福本和夫

淀川水系流域委員会御中
利水・水需要管理部会御中

利水・水需要部会として意見のとりまとめをされていること、敬意を表します。

10月10日の委員会では、「検討目次（案）」を拝見させて頂きました。

「利水安全度の低下」問題は、つまるところ「水利システム全体の再検討」の問題であり、それを「水需要のソフトソリューション」と命名されたことは尤もだと思います。

河川管理者は、実はこのこと（水利権の柔軟な運用にむけた施策の必要性）にとっくに気づいていながら、あえて問題を掘り下げようとしてきませんでした。河川をめぐる「行政機関同士の角突き合い」に関わり、同時に河川管理の根幹（ダム計画の是非）に関わることだからです。

今纏められようとしている淀川水系流域委員会（利水・水需要管理部会）の意見を、より重いもの、河川管理者の耳を開かせるものとするべく、「木曽川水系フルプラン問題の蓄積」を是非引き継いで頂きたいと心から願っています。

伊藤達也・金城学院大学教授の著作2つの目次のコピーを同封します。

木曽川水系個別の問題－相当に複雑で容易に理解しがたいです－を知って頂きたいものではありません。木曽川水系は、長良川河口堰－徳山ダム問題が横たわり続け、「フルプラン問題」「水需要と『利水安全度』『渇水対策』問題」に関わってきた市民・研究者の厚い蓄積があります。

問題の本質をよりの確な言葉で表現するには、やはり深い知識が必要だと感じます。すでに高い識見をお持ちの淀川水系流域委員会委員の方々、とりわけ利水・水需要管理部会の委員の方々には、失礼な物言いかかもしれませんが、木曽川水系の河川問題と、生涯をかけて格闘し、昨年亡くなられた村瀬惣一さんの遺志－高い志に免じてお許し下さい。

2006年10月11日

〒503-0875

岐阜県大垣市田町1-20-1

近藤ゆり子

tel/fax 0584-78-4119

C3046 ¥4400+

9784792380540



1923046044007

定価(本体4400円+税)



719-2 / 10

資源開発の論理

その批判的検討

伊藤達也



成文堂

水資源開発の論理

その批判的検討

伊藤達也

Logic of Water Resources Development

成文堂

719 近藤ゆり子氏

目 次

はじめに

I	水資源問題の捉え方	1
1.	水資源問題の現況	1
2.	「水－社会関係」の3類型	4
3.	水の公共支配と水資源問題	9
4.	おわりに	13
II	公共事業のサステナビリティ	17
1.	問われる公共事業	17
2.	公共事業と財政制約	17
3.	無駄な公共事業をなくす	19
4.	公共事業と環境破壊	23
5.	公共事業の手続き論	25
6.	民主的手続きの確立に向けて	28
III	工業用水の特質と工業立地	33
1.	はじめに	33
2.	工業用水需給構造の変化	34
3.	工業立地・地域開発政策に伴う地域水環境の破壊	38
4.	工業立地の規定要因としての地域の水環境	41

IV	水資源開発計画の変更をめぐる自治体の対応 ——名古屋大都市圏の場合——	45
1.	名古屋大都市圏の水資源開発と水需要の実態	45
2.	水資源計画における中央政府と地方自治体の役割	48
3.	水余り状況に陥った時の自治体の対応と選択肢① ——部分的な対応——	51
4.	水余り状況に陥った時の自治体の対応と選択肢② ——全体的な対応——	59
5.	自治体による現行対応策の問題点	67
V	木曽川水系フルプラン2004の検討 ——破綻した徳山ダム計画——	77
1.	はじめに	77
2.	徳山ダムの水資源開発目的の変遷	78
3.	今回のフルプラン改正で明らかになった問題① ——水需要予測の問題点——	81
4.	今回のフルプラン改正で明らかになった問題② ——利水安全度の低下問題——	87
5.	94年渇水に対する対応策	95
6.	補論—岩屋ダムの利水安全度が極端に低い理由—	99
VI	渇水対策の選択肢	105
1.	はじめに	105
2.	河川水利システムの形成とその特徴	106
3.	河川水利システムの実際—木曽川水系を中心に—	110

4.	異常渇水対策の選択肢	114
5.	選択の幅を狭めるもの	121
VII	ダムによる水資源開発の論理	127
1.	はじめに	127
2.	ダムによる水資源開発論理の問題点	128
3.	水資源量・水の利用可能量に関する説明論理の 問題点	130
4.	わが国の水資源開発水準に関する説明論理の 問題点	140
5.	建設省のダム建設を推進する説明論理の限界	146
VIII	水資源論における流域圏概念の展開	153
1.	水資源開発と流域圏概念	153
2.	内的統合を目指す流域圏	157
3.	広域利水化に抵抗する流域圏	168
4.	流域圏概念の評価と課題	176
IX	水と地域をつなぐ	187
1.	はじめに	187
2.	農業用水の渇水対応能力と負担問題	188
3.	森林の水源涵養機能と負担問題	193
4.	水と地域をつなぐ	199
	あとがき	205

著者紹介

伊藤達也 (いとう たつや)

1961年 生まれ

1990年 名古屋大学大学院博士課程単位取得満期退学

現 在 金城学院大学現代文化学部国際社会学科教授

専門分野 人文地理学

主な業績

(単著)『検証 岐阜県史問題－なぜ御嵩産廃問題は掲載されなかったのか－』ユニテ, 2005年

(共著)『水資源政策の失敗－長良川河口堰－』成文堂, 2003年

(共編著)『環境問題の現場から－地理学のアプローチ－』古今書院, 2003年

水資源開発の論理－その批判的検討－

Logic of Water Resources Development

2005年10月1日 初版第1刷発行

著 者 伊 藤 達 也

発 行 者 阿 部 耕 一

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町514番地

発 行 所 株式会社 成 文 堂

電話03(3203)9201(代) Fax03(3203)9206

<http://www.seibundoh.co.jp>

製版・印刷 藤原印刷 製本 佐抜製本

検印省略

☆乱丁・落丁本はおとりかいたします☆

© 2005 伊藤達也 Printed in Japan

ISBN4-7923-8054-5 C3046

定価 (本体4400円＋税)

ISBN4-7923-8057-X

C3046 ¥6000E

定価(本体6000円+税)



9784792380571



1923046060007



719-6 / 10

木曽川水系の水資源問題

伊藤達也 [著]

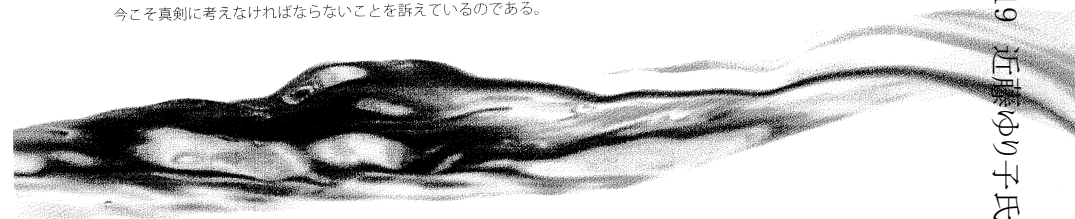


成文堂

今やダム・河口堰建設を支える根拠は大きく後退し、代わって河川に水が流れていること、水の流れを遮らないことが、河川の自然生態系、さらには人間社会において重要であることを、多くの人々が理解するに至っている。

本書で対象とする木曽川水系は、わが国においてまさにそうした変化を体現するテストフィールドとして機能してきた。

1994年に発生した木曽川異常渇水は、わが国の今後の水資源政策のあり方を考えていくための貴重な経験となるべきところが、真摯に受け止めた対策が提起されるに至っていない。木曽川水系に現れている水資源開発・管理の破綻状況は、われわれが、河川とどのように付き合っていくべきかを、今こそ真剣に考えなければならないことを訴えているのである。



719 伊藤達也氏

木曽川水系の水資源問題

流域の統合管理を目指して

伊藤達也 [著] Tatsuya Ito

成文堂

水資源・環境学会叢書 5

目 次

はじめに

A 研究動向1

I. 人文地理学における環境問題研究の動向3

- ① 環境研究と環境問題研究の距離 3
- ② 人文地理学における環境問題研究の現状 4
- ③ 人文地理学における環境問題研究の課題 12
- ④ 人文地理学への環境問題研究の位置づけ 19

II. 水資源研究の動向31

- ① 水資源研究と「水—社会関係」 31
- ② 「水—社会関係」から見た研究動向 32
- ③ 人文地理学における水資源研究 38
- ④ 水資源研究の課題 40
- ⑤ 本書の視点 45

B 木曽川水系の水利システムと水資源問題55

III. 木曽川流域における水利構造の変容と水資源問題57

—高度成長期から低成長期にかけて—

- ① はじめに 57
- ② 水資源開発の進展と都市用水の木曽川進出 60
- ③ 農業用水の対応と河川水利秩序の変化 70
- ④ 水需給の地域的不均衡と水をめぐる地域的対抗関係 82
- ⑤ おわりに 87

IV. 宮田用水土地改良区における水管理構造と水利用形態の変化 93

- ① はじめに 93
- ② 土地改良区の設立と都市化、水利施設の整備 95

- ③ 土地改良区の水管理構造の変化 103
- ④ 末端水管理構造の地域差とその変化 107
- ⑤ 水利用形態の変化と水の有効利用 116
- ⑥ おわりに 122

V. 木曽川下流地域の用排水秩序をめぐる地域対立128

—筏川管理をめぐる—

- ① はじめに 128
- ② 筏川をめぐる用排水調整の成立 129
- ③ 水利対立の発生 140
- ④ 戦後の筏川問題と用排水調整 148
- ⑤ 水利問題の継続と木曽川用水事業による解決 157
- ⑥ 低湿地域の水問題を捉える視点 165

C 検証：長良川河口堰・徳山ダム問題179

VI. 岐阜県における水資源開発と水道整備181

- ① 河川総合開発から水資源開発へ 181
- ② 岐阜県における水道整備 189
- ③ 土岐川の水源放棄と東濃用水事業の発足 194
- ④ 木曽川総合用水事業と可茂用水道事業 199
- ⑤ 各務原市の地下水利用 203

VII. 長良川河口堰問題の沿革209

- ① 長良川河口堰計画と地元住民の反対運動 209
- ② 建設着工と全国的な反対運動の発生 219
- ③ 河口堰本体の建設 224
- ④ 河口堰の運用開始と新たな問題の発生 226

VIII. 徳山ダム問題の沿革231

- ① 徳山ダム計画の始まり 231
- ② 徳山村の廃村 235
- ③ 水余りと徳山ダム建設反対運動 240

- ④ ダム建設をめぐる攻防と建設差止め裁判 246
- 補論 徳山ダム公聴会での意見申し立て（1996年6月29日） 249

IX. 長良川河口堰問題の系譜—文献解題—255

- ① はじめに 255
- ② 河口堰計画の発表から建設着工まで 256
- ③ 新しい反対運動の発生 257
- ④ 研究者による河口堰問題の追跡とその報告 259
- ⑤ 長良川河口堰の建設推進を主張する文献 263
- ⑥ 論点は何か、判断するのは誰か 265
- 補論 その後の長良川河口堰問題 269

X. 長良川河口堰と裁判279

- ① 長良川河口堰問題と裁判 279
- ② 支出差止め訴訟の論理と判決の論理 283
- ③ 環境問題の解決手段としての裁判 289
- 補論 判決後明らかになった事実 292

D 検証：渇水問題と水資源開発299

XI. 「木曽川渇水脆弱論」批判①—「補給日数」概念の矛盾—301

- ① はじめに 301
- ② 水資源開発施設としての長良川河口堰の特徴 302
- ③ 「ダム補給日数」概念の矛盾 308

XII. 1994年木曽川渇水の実態321

- ① はじめに 321
- ② 渇水の自然的背景と水源確保 321
- ③ 水不足の影響と対策 326
- ④ 渇水対策の中で発生した問題 327

補論① 渇水の教えるもの 333

補論② 水資源開発と都市社会のあり方の再考を 335

A 研究動向

I. 人文地理学における環境問題研究の動向

II. 水資源研究の動向

XIII. 長良川河口堰の渇水対策機能—94年渇水に際して—338

- ① はじめに 338
- ② 建設省等の説明による長良川河口堰の効果 338
- ③ 建設省等の論理の問題点 340
- ④ 渇水対策における長良川河口堰の位置づけ 343
- 追記 345

XIV. 「木曽川渇水脆弱論」批判②348

—「渇水対策容量」概念の混乱—

- ① はじめに 348
- ② 徳山ダムに設定された「渇水対策容量」の理解 349
- ③ 「不特定容量」概念の誤用 352
- ④ 「渇水対策容量」とは何か 358
- ⑤ 「渇水対策容量」の受益者と費用負担者 361
- ⑥ おわりに 365

あとがき 369

著者紹介

伊藤達也 (いとう たつや)

1961年 生まれ

1990年 名古屋大学大学院博士課程単位取得満期退学

現 在 金城学院大学現代文化学部国際社会学科教授

専門分野 人文地理学

主な業績

(単著)『水資源開発の論理－その批判的検討－』成文堂、
2005年

『検証 岐阜県史問題－なぜ御嵩産廃問題は掲載されなかったのか－』ユニテ、2005年

(共著)『水資源政策の失敗－長良川河口堰－』成文堂、
2003年

(共編著)『環境問題の現場から－地理学的アプローチ－』古今書院，2003年

(水資源・環境学会叢書5)

木曾川水系の水資源問題

一流域の統合管理を目指して—

Water Resources Problems in the Kiso River

2006年2月10日 初版第1刷発行

著 者 伊 藤 達 也

發行者 阿 部 耕 一

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町514番地

發行所 株式会社 成文堂

電話03(3203)9201(代) Fax03(3203)9206

<http://www.seibundoh.co.jp>

製版・印刷 藤原印刷 製本 佐抜製本 検印省略

☆乱丁・落丁本はおとりかえいたします☆

© 2006 伊藤達也 Printed in Japan

ISBN4-7923-8057-X C3046

定価 (本体6000円+税)